

## 那珂市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

- 1 社会保険等加入の要件化について  
平成29・30年度の建設工事の競争入札参加資格審査申請（定期受付）から、申請に必要な資格として、社会保険等の加入を要件とします。
- 2 申請受付業種  
建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。  
ただし、登録できる業種は20業種までとなります。
- 3 有資格者名簿の有効期間  
平成31年3月31日まで  
（有効期間の始期については、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き 共通書類編6 入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）
- 4 名簿の公表  
入札参加資格者名簿につきましては、那珂市ホームページで公表します。
- 5 名簿を共用する部局  
那珂市水道課における申請は、有資格者名簿が共用されますので、別途水道課への申請の必要はありません。
- 6 那珂市個別書類について  
個別書類の提出は必要ありません。
- 7 営業所について  
建設業法に基づく営業所でなければ認定はできません。  
なお、那珂市の入札参加資格において、登録できる営業所等は1会社につき1営業所です。
- 8 連絡先  
那珂市 総務部財政課 契約・管財グループ  
TEL 029-298-1111 内線524, 525